

議員提出議案第2号

令和6年6月4日

阿見町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 野口 雅弘 殿

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 阿見町議会議員 | 久 保 谷 充 |
| 賛成者 | 〃 | 栗 原 宜 行 |
| 〃 | 〃 | 久 保 谷 実 |
| 〃 | 〃 | 海 野 隆 |
| 〃 | 〃 | 高 野 好 央 |
| 〃 | 〃 | 石 引 大 介 |

(提案理由)

本案は、地方自治法第100条第12項の規定により、協議又は調整を行うための場として議会だより編集委員会を定めるとともに、協議等の場を臨時に設けることについての規定を加えるため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会会議規則の一部を改正する規則

阿見町議会会議規則（昭和 62 年阿見町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改める。

第 17 章を次のように改める。

第 17 章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第 128 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 128 条関係）

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|------------|---|-----------------|---------------|
| 全員協議会 | 議案の審査、議会の運営、町長の要請に基づく町政の重要課題等に関し、協議又は調整を行う。 | 全議員 | 議長 |
| 議会だより編集委員会 | 議会だよりの編集に関し、協議又は調整を行う。 | 各常任委員会から選出される議員 | 議会だより編集委員会委員長 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

阿見町議会会議規則新旧対照表

| 現行 | 改正後 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------------|----------------------|-----|------|--------------|--|------------|-----------|-------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------|--|
| <p>目次</p> <p>第17章 <u>全員協議会</u> (第128条)</p> <p> 第17章 全員協議会</p> <p> <u>(全員協議会)</u></p> <p>第128条 <u>法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</u></p> <p>2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></p> <p>3 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> | <p>目次</p> <p>第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u> (第128条)</p> <p> 第17章 協議又は調整を行うための場</p> <p> <u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p>第128条 <u>法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u></p> <p>2 <u>前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1" data-bbox="990 850 1830 1257"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>全員協議会</u></td> <td><u>議案の審査、議会の運営、町長の要請に基づく町政の重要課題等に関し、協議又は調整を行う。</u></td> <td><u>全議員</u></td> <td><u>議長</u></td> </tr> <tr> <td><u>議会だより編集委員会</u></td> <td><u>議会だよりの編集に関し、協議又は調整を行う。</u></td> <td><u>各常任委員会から選出される議員</u></td> <td><u>議会だより編集委員会委員長</u></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | <u>全員協議会</u> | <u>議案の審査、議会の運営、町長の要請に基づく町政の重要課題等に関し、協議又は調整を行う。</u> | <u>全議員</u> | <u>議長</u> | <u>議会だより編集委員会</u> | <u>議会だよりの編集に関し、協議又は調整を行う。</u> | <u>各常任委員会から選出される議員</u> | <u>議会だより編集委員会委員長</u> | |
| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | | | | | | | | | | | |
| <u>全員協議会</u> | <u>議案の審査、議会の運営、町長の要請に基づく町政の重要課題等に関し、協議又は調整を行う。</u> | <u>全議員</u> | <u>議長</u> | | | | | | | | | | | |
| <u>議会だより編集委員会</u> | <u>議会だよりの編集に関し、協議又は調整を行う。</u> | <u>各常任委員会から選出される議員</u> | <u>議会だより編集委員会委員長</u> | | | | | | | | | | | |